

東京都病院協会
医療共済制度 引受保険会社

MetLifeSM
メットライフ生命

2014年(平成26年)11月25日

第211号

毎月1回 定価200円(会員購読料は会費含む)

東京都病院協会 会報

発行所：一般社団法人東京都病院協会／発行人：河北博文 〒100-0003 千代田区一ツ橋 1-2-2 住友商事竹橋ビル 12階
TEL:03-5217-0896 / FAX:03-5217-0898 / URL : http://www.tmha.net / E-mail : tmha@mri.biglobe.ne.jp

東京都医療勤務環境改善

支援センターについて

支援センター運営協議会委員
東京さくら病院 院長 東海林 豊

東京都医療勤務環境改善センターが平成二十六年十月一日に設置され運営が開始された(以下「センター」という)。センターが設置された経緯は、平成二十六年六月に成立した医療介護総合確保推進法によって「医療従事者の勤務環境改善」等に関する事項(医療法改正)が盛り込まれたためである。この医療法改正(医療法第三十条の十三、別表参照)により、医療機関(病院及び診療所)の管理者は、「医療従事者の勤務環境の改善等の措置を講ずるよう努めなければならない」となった。同時に都道府県は、「医療従事者の勤務環境の改善に関する相談、情報の提供及び助言等の援助その他の医療従事者の勤務環境の改善のために必要な支援に関する事務を実施するよう努めなければならない」となった(医療法第三十条の十五、別表参照)。

東京都医療勤務環境改善センターが平成二十六年十月一日に設置され運営が開始された(以下「センター」という)。センターが設置された経緯は、平成二十六年六月に成立した医療介護総合確保推進法によって「医療従事者の勤務環境改善」等に関する事項(医療法改正)が盛り込まれたためである。この医療法改正(医療法第三十条の十三、別表参照)により、医療機関(病院及び診療所)の管理者は、「医療従事者の勤務環境の改善等の措置を講ずるよう努めなければならない」となった。同時に都道府県は、「医療従事者の勤務環境の改善に関する相談、情報の提供及び助言等の援助その他の医療従事者の勤務環境の改善のために必要な支援に関する事務を実施するよう努めなければならない」となった(医療法第三十条の十五、別表参照)。

東京都医療勤務環境改善センターが平成二十六年十月一日に設置され運営が開始された(以下「センター」という)。センターが設置された経緯は、平成二十六年六月に成立した医療介護総合確保推進法によって「医療従事者の勤務環境改善」等に関する事項(医療法改正)が盛り込まれたためである。この医療法改正(医療法第三十条の十三、別表参照)により、医療機関(病院及び診療所)の管理者は、「医療従事者の勤務環境の改善等の措置を講ずるよう努めなければならない」となった。同時に都道府県は、「医療従事者の勤務環境の改善に関する相談、情報の提供及び助言等の援助その他の医療従事者の勤務環境の改善のために必要な支援に関する事務を実施するよう努めなければならない」となった(医療法第三十条の十五、別表参照)。

東京都医療勤務環境改善センターが平成二十六年十月一日に設置され運営が開始された(以下「センター」という)。センターが設置された経緯は、平成二十六年六月に成立した医療介護総合確保推進法によって「医療従事者の勤務環境改善」等に関する事項(医療法改正)が盛り込まれたためである。この医療法改正(医療法第三十条の十三、別表参照)により、医療機関(病院及び診療所)の管理者は、「医療従事者の勤務環境の改善等の措置を講ずるよう努めなければならない」となった。同時に都道府県は、「医療従事者の勤務環境の改善に関する相談、情報の提供及び助言等の援助その他の医療従事者の勤務環境の改善のために必要な支援に関する事務を実施するよう努めなければならない」となった(医療法第三十条の十五、別表参照)。

東京都医療勤務環境改善センターが平成二十六年十月一日に設置され運営が開始された(以下「センター」という)。センターが設置された経緯は、平成二十六年六月に成立した医療介護総合確保推進法によって「医療従事者の勤務環境改善」等に関する事項(医療法改正)が盛り込まれたためである。この医療法改正(医療法第三十条の十三、別表参照)により、医療機関(病院及び診療所)の管理者は、「医療従事者の勤務環境の改善等の措置を講ずるよう努めなければならない」となった。同時に都道府県は、「医療従事者の勤務環境の改善に関する相談、情報の提供及び助言等の援助その他の医療従事者の勤務環境の改善のために必要な支援に関する事務を実施するよう努めなければならない」となった(医療法第三十条の十五、別表参照)。

東京都医療勤務環境改善センターが平成二十六年十月一日に設置され運営が開始された(以下「センター」という)。センターが設置された経緯は、平成二十六年六月に成立した医療介護総合確保推進法によって「医療従事者の勤務環境改善」等に関する事項(医療法改正)が盛り込まれたためである。この医療法改正(医療法第三十条の十三、別表参照)により、医療機関(病院及び診療所)の管理者は、「医療従事者の勤務環境の改善等の措置を講ずるよう努めなければならない」となった。同時に都道府県は、「医療従事者の勤務環境の改善に関する相談、情報の提供及び助言等の援助その他の医療従事者の勤務環境の改善のために必要な支援に関する事務を実施するよう努めなければならない」となった(医療法第三十条の十五、別表参照)。

東京都医療勤務環境改善センターが平成二十六年十月一日に設置され運営が開始された(以下「センター」という)。センターが設置された経緯は、平成二十六年六月に成立した医療介護総合確保推進法によって「医療従事者の勤務環境改善」等に関する事項(医療法改正)が盛り込まれたためである。この医療法改正(医療法第三十条の十三、別表参照)により、医療機関(病院及び診療所)の管理者は、「医療従事者の勤務環境の改善等の措置を講ずるよう努めなければならない」となった。同時に都道府県は、「医療従事者の勤務環境の改善に関する相談、情報の提供及び助言等の援助その他の医療従事者の勤務環境の改善のために必要な支援に関する事務を実施するよう努めなければならない」となった(医療法第三十条の十五、別表参照)。

東京都医療勤務環境改善センターが平成二十六年十月一日に設置され運営が開始された(以下「センター」という)。センターが設置された経緯は、平成二十六年六月に成立した医療介護総合確保推進法によって「医療従事者の勤務環境改善」等に関する事項(医療法改正)が盛り込まれたためである。この医療法改正(医療法第三十条の十三、別表参照)により、医療機関(病院及び診療所)の管理者は、「医療従事者の勤務環境の改善等の措置を講ずるよう努めなければならない」となった。同時に都道府県は、「医療従事者の勤務環境の改善に関する相談、情報の提供及び助言等の援助その他の医療従事者の勤務環境の改善のために必要な支援に関する事務を実施するよう努めなければならない」となった(医療法第三十条の十五、別表参照)。

東京都医療勤務環境改善センターが平成二十六年十月一日に設置され運営が開始された(以下「センター」という)。センターが設置された経緯は、平成二十六年六月に成立した医療介護総合確保推進法によって「医療従事者の勤務環境改善」等に関する事項(医療法改正)が盛り込まれたためである。この医療法改正(医療法第三十条の十三、別表参照)により、医療機関(病院及び診療所)の管理者は、「医療従事者の勤務環境の改善等の措置を講ずるよう努めなければならない」となった。同時に都道府県は、「医療従事者の勤務環境の改善に関する相談、情報の提供及び助言等の援助その他の医療従事者の勤務環境の改善のために必要な支援に関する事務を実施するよう努めなければならない」となった(医療法第三十条の十五、別表参照)。

東京都医療勤務環境改善センターが平成二十六年十月一日に設置され運営が開始された(以下「センター」という)。センターが設置された経緯は、平成二十六年六月に成立した医療介護総合確保推進法によって「医療従事者の勤務環境改善」等に関する事項(医療法改正)が盛り込まれたためである。この医療法改正(医療法第三十条の十三、別表参照)により、医療機関(病院及び診療所)の管理者は、「医療従事者の勤務環境の改善等の措置を講ずるよう努めなければならない」となった。同時に都道府県は、「医療従事者の勤務環境の改善に関する相談、情報の提供及び助言等の援助その他の医療従事者の勤務環境の改善のために必要な支援に関する事務を実施するよう努めなければならない」となった(医療法第三十条の十五、別表参照)。

東京都医療勤務環境改善センターが平成二十六年十月一日に設置され運営が開始された(以下「センター」という)。センターが設置された経緯は、平成二十六年六月に成立した医療介護総合確保推進法によって「医療従事者の勤務環境改善」等に関する事項(医療法改正)が盛り込まれたためである。この医療法改正(医療法第三十条の十三、別表参照)により、医療機関(病院及び診療所)の管理者は、「医療従事者の勤務環境の改善等の措置を講ずるよう努めなければならない」となった。同時に都道府県は、「医療従事者の勤務環境の改善に関する相談、情報の提供及び助言等の援助その他の医療従事者の勤務環境の改善のために必要な支援に関する事務を実施するよう努めなければならない」となった(医療法第三十条の十五、別表参照)。

東京都医療勤務環境改善センターが平成二十六年十月一日に設置され運営が開始された(以下「センター」という)。センターが設置された経緯は、平成二十六年六月に成立した医療介護総合確保推進法によって「医療従事者の勤務環境改善」等に関する事項(医療法改正)が盛り込まれたためである。この医療法改正(医療法第三十条の十三、別表参照)により、医療機関(病院及び診療所)の管理者は、「医療従事者の勤務環境の改善等の措置を講ずるよう努めなければならない」となった。同時に都道府県は、「医療従事者の勤務環境の改善に関する相談、情報の提供及び助言等の援助その他の医療従事者の勤務環境の改善のために必要な支援に関する事務を実施するよう努めなければならない」となった(医療法第三十条の十五、別表参照)。

取り組み予定である。来年度は二月までに三十の病院及び診療所の募集を予定しており、年間一千万円の予算が割り当てられる予定である。随時相談では、離職率改善のための医療従事者の働き方・休み方、多職種での役割分担・連携、医師事務看護業務補助者の導入、勤務シフトの工夫、短時間正職員の導入、休暇取得促進、子育て中・介護中の者に対する残業免除、院内保育所・休息スペースなどの整備、患者からの暴力・ハラスメントへの組織的対応、医療スタッフのキャリア形成支援などを相談内容として想定して

いる。普及啓発活動として調査・情報収集、研修会の開催、周知・広報を予定している。決定している広報としては、東京都病院協会会報へのチラシ同封、日本医療経営コンサルタント協会のHospex Japanへのチラシ配布、東精協事務長会(東京都精神科病院協会主催)、病院管理講習会(東京都医師会主催)、看護管理者連絡会議(東京都福祉保健局医療政策部主催)、看護管理者・教育責任者交流会(東京都看護協会主催)、産科・新生児科合同連絡会(東京都福祉保健局医療政策部主催)の予定が立てられている。

第四節 医療従事者の確保等に関する施策等

第三十条の十三 病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善その他の医療従事者の確保に資する措置を講ずるよう努めなければならない。

第三十条の十四 厚生労働大臣は、前条の規定に基づき病院又は診療所の管理者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

第三十条の十五 都道府県は、医療従事者の勤務環境の改善を促進するため、次に掲げる事務を実施するよう努めるものとする。

- 一 病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。
- 二 病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善に関する調査及び啓発活動を行うこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、医療従事者の勤務環境の改善のために必要な支援を行うこと。

2 都道府県は、前項各号に掲げる事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

3 都道府県は又は前項の規定による委託を受けたものは、第一項各号に掲げる事務又は当該委託に係る事務を実施するに当たり、医療従事者の勤務環境の改善を促進するための拠点としての機能の確保に努めるものとする。

4 第二項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第三十条の十六 国は、前条第一項各号に掲げる事務の適切な実施に資するため、都道府県に対し、必要な情報の提供その他の協力を行うものとする。

勤務環境の改善を何から取り組んでいかかわからない医療機関は、全国で行われて良好事例を基に作成された勤務環境セルフチェックリスト(簡易版)がすでに準備されているので、利用されて職場の良好点・改善できる点を把握し、センターの相談に臨んで頂けるとアクションプランを迅速に立てられると考えられる。チェック項目は、管理者用と一般用があり、勤務時間と休息・休日・休暇、職員の健康支援、勤務環境の改善、業務手順・ストレス軽減、気持ちの良い仕事の進め方、活躍できる職場の仕組みのA・S・Fの項目に分かれている。対策を取り上げたい項目と優先して取り上げる項目でチェックをしてもらいアクションプランにつなげていく様になっている。

本来のセンター事業と合わせて、東京都は各種補助制度・支援制度を活用する方針である。医師勤務環境改善事業、東京都看護職員確保に向けた取り組み支援事業、東京都委託事業による東京都ナースプラザの「看護師等就業協力員」の個別訪問(二百床未満の病院が対象)等があるので詳細は東京都に問い合わせ頂きたい。

センターの情報については、以下のホームページにより随時提供している。

《掲載場所》
福祉保健局トップページ↓医療・保健
↓その他の医療対策↓東京都医療勤務環境改善支援センター
<http://www.tokushinoken.metro.tokyo.jp/ryo/sonota/kinmukankyokaiize.n.html>

【特別寄稿】

「首都水没」が迫っている！

(公財)えどがわ環境財団理事長 土屋信行氏



先般、急性期医療委員会で、最近頻発している豪雨や台風などによる水の災害が話題となりました。方が一、東京に広島市や伊豆大島のような豪雨や台風が襲って来たらどのような対応をとればよいのでしょうか。東京の水害対策は万全なのでしょうか？

執筆者である土屋信行氏にたずねて見ました。土屋信行氏は、東京都建設局に勤務して、数々の土木建設工事に従事して来られ、特に災害対策では、ゼロメートル地帯の洪水の安全を図るため、平成二十年度、海拔ゼロメートル世界都市サミットを開催するなど現在も幅広く災害対策に取組んでおります。

はじめに

とうとう日本が世界一になってしまいました！東京が「自然災害リスクの高い都市ランキング」世界第一位となったのです。

今、災害という誰もが「地震」を思い浮かべます。近年起こった大災害も阪神・淡路大震災、東日本大震災と続きましたので、災害というとすぐに地震災害のことだと思ってしまう方が多くなってしまうました。しかし首都東京の自然災害リスクは地震だけではなく、

平成二十六年は広島県広島市で八月に発生した豪雨の土砂崩れにより六十五名の方が犠牲になりました。平成二十五年十月台風二十六号では東京都伊豆大島で三日間の総降水量が八百二十四ミリを記録し、三十九名の犠牲者

はじめに

を出しました。各地で水災害が多発しているのです。このような大水害のリスクは地球規模の温暖化が気候変動を招き、気象現象を極端化させているため、増大しています。「首都水没」は迫っているのです。このことを皆様にお知らせするために文春新書「首都水没」を纏めました。

利根川の東遷事業が
東京を危険都市にした

江戸時代以前の利根川は武蔵国を縦断し、江戸湾に注いでいました。また、渡良瀬川も最下流では太日川(江戸川)と呼ばれ江戸湾に注いでいた河川です。

一五九〇年(天生十八年)に江戸に入府した徳川家康は、江戸に安全で安定的な内船運路を確保するため、大規模な河川改修に着手しました。それが

利根川の東遷事業です。この事業は一五九四年(文禄三年)会の川を締め切り、利根川の川筋を東に移して渡良瀬川に合流させたのを始めとして、その後渡良瀬川と鬼怒川を結ぶ水路を新たに開削し、一六五四年(承応三年)には利根川が鬼怒川と合流し、銚子に注ぐ大河となりました。この事業により渡良瀬川の川筋も変わり、その下流部であった太日川(ふといがわ)が江戸川と呼ばれるようになったのです。この事業により江戸の町と太平洋が河川で結ばれるようになり、銚子からの舟運が発達したのです。

こうした河川の付け替えが、この後関東地方に数々の洪水の歴史を重ねることとなった一つの要因と考えられます。水は絶えず低い場所を探すように流れます。土を盛り上げ、土手を築き河川を付け替えても、一旦洪水が起これば、水は昔流れていた川筋に従って流れるのです。いわゆる「河川の先祖返り」です。もともと流れていた川筋に従い流れ下るため、洪水を引き起こすことになるのです。そのため江戸の町は度々大きな水害の被害を受けてきました。いちばん洪水の集まる場所に築かれたのが江戸の町です。自然地形に手を加えたことが洪水に対する脆弱性を増してしまっただけで済むのです。

東京は洪水常襲地帯だった

一、明治四十三年の大洪水と荒川放水路
明治維新を迎えてお雇い外人を迎え、治水対策を進めましたが洪水は治まらず、むしろ都市化の進展により深刻化していききました。特に明治四十三

(二九一〇)年に東京を襲った大洪水は、東部の低地帯を中心に甚大な被害をもたらしたのです。

明治四十三年八月八日十日にかけて秩父地域を中心に三百〜四百ミリの豪雨が降り、いたるところの河川が増水し、荒川筋の数十カ所で堤防が決壊、東京の下町は泥の海と化したのです。水が引くの二週間かから、浸水家屋二十七万戸、被災者百五十万人、被災総額は当時の国民総所得のおよそ四・二%にあたる一億二千万円に達したのです。

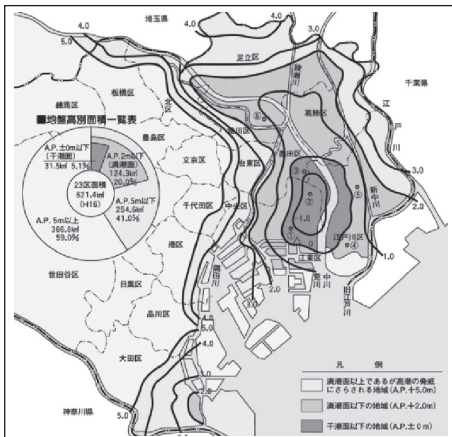
二、大正六年の大海嘯(大津波)

大正に入っても洪水は収まりませんでした。大正六(一九一七)年九月三十日に静岡県沼津市に上陸した台風は、東京湾接近時に、折しも満潮の時刻と重なり、高潮が発生、東京湾沿岸に大きな津波の被害をもたらしました。葛西村(江戸川区)では二百四十八人の死者を数え、全国では千三百二十四名の命が失われたのです。

千葉県浦安町では全町が水没し、塩田が完全に崩壊、江戸時代より営まれてきた製塩業の歴史に終止符が打たれてしまいました。

三、カスリーン台風

昭和に入っても台風による大きな被害は続きました。カスリーン台風は昭和二十二(一九四七)年九月八日未明にマリアナ諸島東方において発生、次第に勢力を増しながら、十五日未明に紀伊半島沖の南で進路を北東に変え、遠州灘の沖を通過し、同日夜半に房総半島南端をかすめ、十六日には三陸沖から北東に抜けて行きました。台風本体



ゼロメートル地帯の標高(東京都建設局)

周囲を堤防で守られているゼロメートル地帯は、いわゆる洗面器と同じです。もし大雨が降り、その雨水を排除出来なければ、途端に水が溜まり浸水してしまうのです。ゼロメートル地帯では、ポンプ場や排水機場が、陸地に溜まる水を吐き出すことにより、内水氾濫を抑制しているのです。

埼玉県東南部及び東京都東部から九

東京東部地域のさらなる悲劇 ——地盤沈下——

埼玉県東南部及び東京都東部から九

の勢力は本州に近づいた時には弱まっていたようですが、台風接近時の日本列島には秋雨前線が停滞しており、そこに台風による南からの湿った空気が流れ込み前線が活発化、十四、十五日にかけて大雨を降らせました。利根川が決壊し、埼玉県や東京都に甚大な被害をもたらしたのです。

この台風により利根川の上流の水源地域一帯では、六百ミリもの降雨があり、いたるところで河川は氾濫、十六日未明に埼玉県東村(現在の加須市付近)の利根川右岸で三百四十メートルに渡って決壊しました。濁流は南に向い、元荒川との間の埼玉県の市や町を飲み込み、東京都の葛飾区から江戸川区まで水没したのです。この台風による死者行方不明者は千九百三十人を数え、被災者も四十万人を超えました。戦後間もない関東地方を中心に甚大な被害をもたらしたのです。

ゼロメートル地帯を守る

昭和四十七(一九七二)年に水溶性天然ガスの採取を全面禁止し、昭和五十二(一九七五)年からは工業用水としての地下水の汲み上げも全面禁止したため地盤沈下は終息しましたが、この地盤沈下により、東京東部地域は「ゼロメートル地帯」と呼ばれることとなったのです。

昭和四十七(一九七二)年に水溶性天然ガスの採取を全面禁止し、昭和五十二(一九七五)年からは工業用水としての地下水の汲み上げも全面禁止したため地盤沈下は終息しましたが、この地盤沈下により、東京東部地域は「ゼロメートル地帯」と呼ばれることとなったのです。

十九里浜にかけて、その地下に日本最大の水溶性天然ガス田、南関東ガス田が広がっています。水溶性ガスとは地下水に溶解していますが、地表面では圧力が解放され水から分離し気体になるガスのことで、主成分は都市ガスと同じメタンガスです。

東京の東部地域では明治末期から地盤沈下が始まり、戦後高度経済成長期の工業の発展に伴い、工業用水としての地下水の汲み上げ、天然ガスの利用が増大し著しい地盤沈下を引き起こしてしまいました。江戸川区の中葛西で二・三五メートル、江東区の南砂ではなんと四・五七メートルも沈下してしまつたのです。

ポンプ施設

しかし、これらポンプ施設も時間五十ミリの雨水を排水する能力しか有りません。堤防を超える洪水や破堤による洪水、いわゆる外水氾濫や、最近頻発する五十ミリ以上のゲリラ豪雨には対応する機能や能力は無いのです。堤防が破堤して起こる外水氾濫により水没してしまうポンプ施設も多く、一旦水没してしまうと排水するには、二週間以上も掛かってしまうのです。

ゼロメートル地帯における危険性

地球温暖化による気候変動の影響は、豪雨、干ばつ、大雪、竜巻、台風やハリケーンの大型、ゲリラ豪雨、猛暑、熱波、寒波など、どんどん極端な気象現象となつて表れています。日本の水環境は大きく変化する中で洪水の危険性も時々刻々と高まつているのです。

このような中でゼロメートル地帯の東京は網の目のように地下鉄網が張り巡らされています。一番深いところには大江戸線が有り全ての地下鉄路線と接続されています。このことは大変便利なのですが、一旦洪水が発生するとこの地下鉄網を通じて浸水被害が拡大する恐れがあるのです。さらに地下街や、共同溝の存在も危険性を増しているのです。

また、これらポンプ施設も時間五十ミリの雨水を排水する能力しか有りません。堤防を超える洪水や破堤による洪水、いわゆる外水氾濫や、最近頻発する五十ミリ以上のゲリラ豪雨には対応する機能や能力は無いのです。堤防が破堤して起こる外水氾濫により水没してしまうポンプ施設も多く、一旦水没してしまうと排水するには、二週間以上も掛かってしまうのです。

もう洪水は起らないのか?

昭和二十二(一九四七)年のカスリーン台風以来、関東地方を襲つた大きな洪水はないのが現状です。このことから「洪水なんてこない。充分に治水事業を行ったのもう大丈夫だ。」という人がいます。本当にもう洪水は起きないのでしょうか。

関東平野を流れる河川の治水対策は、カスリーン台風時の雨量に基づき計画されています。もし当時と同じ流域にカスリーン台風を超える降雨があれば、堤防からの越水や決壊による洪水が発生する危険性があると断言できます。現実に平成十六(二〇〇四)年に

まいりました。高さだけを高くした堤防は厚さが薄くなつてしまつたのです。このような堤防が大地震を受けると破壊されてしまいます。平成七年の阪神淡路大震災の際に淀川の堤防が全面的に壊れてしまった時のようなことが起こると、海面の高さよりも低いゼロメートル地帯の東京では、直ちに海の水が浸入してきて大洪水となつてしまうのです。雨が降らなくても起こる「地震洪水」です。東京湾のこの地域に住む人は約百八十万人もいるのです。一年中三六五日が洪水の危険性に見舞われているのです。

最新補助金情報のお知らせ

エネルギー・フロンティア TOKYO GAS

今がチャンス!

補助金最大1/2

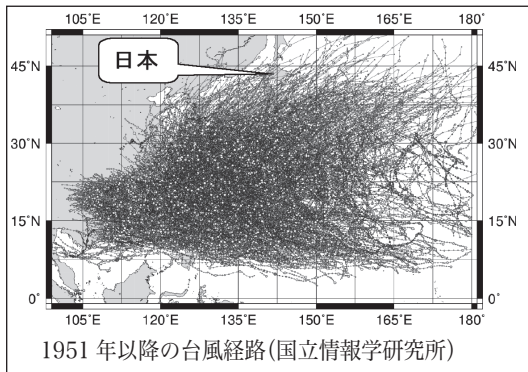
空調改修にも最適な補助金です!

節電&省エネ・省コストシステムの導入を東京ガスグループがお手伝い致します。

中小事業所熱電エネルギーマネジメント支援事業(対象:病院[200床未満]・福祉施設)

●お問い合わせは

東京ガス株式会社 都市エネルギー事業部 公益営業部 東京都港区海岸1-5-20 TEL.03(5400)7735(ダイヤルイン) <http://eee.tokyo-gas.co.jp/product/index.html>



BCPという多くの方は地震に対する備えと考えているのではないのでしょうか。多くの企業や個人が東日本大震災の後、BCPの作成に多くの努力をしてきたことと思います。しかし

「水害BCP」はありますか？

左記の図は一九五一年からこれまでの台風の経路を重ねて表わした図です。これを見れば一目瞭然ですが、台風とは北緯五度から四十五度までと東経百度から百八十度までの間でしか発生せず、通過しない極めて限定的はエリアでの気象現象なのです。逆にいえばここに位置する日本という国には必ず台風が襲来するのです。それ故にそれに備えることは当然なことと思いませんか。

兵庫県の円山川では、過去最大の伊勢湾台風の際の降雨により定めた計画高水位をわずかに十三センチメートル超えただけで、堤防が決壊し大洪水の被害を受けてしまったのです。

地震対策と洪水対策とは根本的に異なります。「全く違う」といえます。地震対策で準備してきたことが洪水対策では役に立たなくなることがあります。

例えば地震BCPとして食料の備蓄倉庫を備え、非常用電源を用意し、帰宅困難者対策として毛布やランタン、寝袋まできちんと準備したうえで、今一度準備した床のレベルをチェックしてみてください。それらは地下室においてありませんか。

そこは東京湾の水面よりも高い位置にありますか？

満潮よりも高い高さになっていますか？

高潮が来ても水没することはありますか？

洪水ハザードマップを見たことがありますか？

あなたのいる場所はもし洪水になったら何メートルの浸水があるか知っていますか？

ゲリラ豪雨が来たら何メートル水が上がるか知っていますか？

東京電力の受電設備は地下にありますか？

地下室の扉は内開きですか外開きですか？

水の中に孤立したら外部の通信手段を確保していますか？

そこに二週間籠城することはできますか？

その時、あなたは生き抜くことができますか？

あなたは、住む場と職場を守れますか？

あなたは、家族を守れますか？

災害を文化にする！

技術の進歩はややもすると自然を克服することと、捉えられることが多かったと思います。自然のあり方を優先するよりは、科学技術により自然は組み伏せられるとも考えてきたのです。それに引き換え江戸時代までは、水害とは絶対に克服できない自然現象と捉え、暴れる川に従い、大自然のなすがままに寄り添い、台風が襲来するまでに収穫できる稲の開発や観天望氣を、誰もが共有できる「歳時記」として編纂してきたのです。先人の知恵、生活の知恵として伝統の中に継承してきたのです。しかしこれらの生活の知恵は近代化、経済発展の名の下に忘れ去られてしまいました。

このような一見、非科学的、非近代的と片隅のほうに追いやられていたことが、それぞれの地域特性に根拠があり、生活習慣、農業、林業、漁業との共生を目指す「文化」そのものであり、地域にとっての「安全な言い伝え」「危険な言い伝え」情報なのです。これらは「災害文化」とも言えるもので、これからは後生に伝えていかなければなりません。それは今を生きる私たちの責務なのです。

「防災」とは「災害を防ぐ」という考え方ですが、襲ってくるから防ぐというのではなく、洪水を味方につけ、洪水と共に生きてきた私たちの祖先の生き方に習い、将来の子々孫々に、日本独自の「地域文化」としての「災害文化」を継承することが、「平成という今を生きる私たちの責務」ではないでしょうか。



■「プライド日本橋三越前」予告物件概要●所在地/東京都中央区日本橋堀留町1丁目13-3(地番)●交通/東京メトロ銀座線・半蔵門線「三越前」駅徒歩6分、JR総武線快速「新日本橋」駅徒歩4分、東京メトロ日比谷線「小伝馬町」駅徒歩4分、東京メトロ日比谷線・都営浅草線「人形町」駅徒歩7分、都営新宿線「馬喰横山」駅徒歩8分、東京メトロ銀座線・東西線・都営浅草線「日本橋」駅徒歩11分、JR山手線・中央線・東海道線「東京」駅徒歩15分●総戸数/88戸(他に管理事務所)●販売戸数/未定●構造・規模/鉄筋コンクリート造地上12階地下1階●敷地面積/744.35㎡●販売価格/未定●管理費等/未定●間取り1LDK~3LDK●専有面積/41.54㎡~72.02㎡●入居予定時期/平成28年9月下旬●販売予定時期/平成27年1月下旬●売主/野村不動産株式会社 国土交通大臣(12)1370号、(一社)不動産協会会員、(公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟、本社/東京都新宿区西新宿1-26-2新宿野村ビル

予告広告

※本広告を行い取引を開始するまでは契約または予約の申し込みは一切応じられません。予めご了承ください。

資料ご請求は 提携法人様専用サイトから

プライド法人

検索

「三越前」駅徒歩 6 分、「東京」駅徒歩 15 分

「プライド日本橋三越前」資料請求受付開始

野村不動産 お問い合わせは「プライド日本橋三越前」 ☎0120-088-232

営業時間/平日 11:00~18:00 土・日・祝 10:00~18:00 定休日/水・木曜日・第2火曜日